

現状と課題

- ・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化しているため、指導に当たる教員の専門性や学級経営力をいかに高めるかが課題となっています。
- ・通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、校内支援体制のさらなる充実を行うとともに、高等学校においては、外部機関及び支援人材の活用の効果的な支援の在り方を検討する必要があります。
- ・いじめの態様が年々変容し、新たな問題も生じる中で、学校、家庭、地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが求められています。
- ・不登校や貧困など、子どもが抱える今日的課題に対して適切な支援が求められていることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。

政策目標

すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

市立小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化し、校内の巡回を行いながら児童の様子を見守り、必要に応じて保護者に対する相談活動を行うことにより、いじめの未然防止や児童が抱える課題を改善することができました。また、児童支援コーディネーターが中心となって、管理職をはじめ担任や養護教諭等と連携協力しながら、学校の状況に応じた支援活動を展開し、学校全体で児童を支援する体制の構築に努めました。

特別支援教育サポーターを延べ2万1千回配置し、通常の学級や特別支援学級に在籍する様々な教育的ニーズのある児童生徒に対して授業中の学習補助や移動の介助などを行いました。その結果、学級担任がクラス全体の様子に目が届くようになったり、クラス全体が落ち着いた雰囲気になるなどの効果がありました。

市立小・中学校に週1回(90分間)看護師を派遣して、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して痰の吸引などの医療的ケアを行いました。その結果、児童生徒に毎日付き添う必要のあった保護者の負担を軽減することができました。

スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーについて、友人関係や学習についてなど悩みを抱える児童生徒や保護者への相談活動を行うことで、児童生徒の困り感を解消するとともに、教職員との連携を図り教員への相談活動を行って学校における支援体制の構築を支援しました。また、スクールソーシャルワーカーは、課題を抱える児童生徒について、教職員や保護者等からの聞き取りや、本人の様子を観察することなどから子どもの状況を把握して、適切な社会福祉機関等につないだり、学校内の支援体制構築に必要な助言を加えることなどにより、児童生徒の置かれた環境を改善することができました。

区・教育担当が、個々の状況を踏まえ、適切な支援策を総合的に判断し、必要があると判断した場合にはスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、派遣の在り方を見直すとともに、学校に対し有効活用の周知に努めた結果、スクールソーシャルワーカーが支援した児童生徒数が前年度比約1.5倍になるなど、活用が促進されました。

平成27年2月に発生した中学生死亡事件を受けて、毎年6月から7月に行っていた「児童生徒指導点検強化月間」に加えて、毎年2月を「学校体制振り返り月間」として新たに位置づけ、児童生徒指導体制を再確認することで、学校運営体制を一層整備するための仕組みづくりを進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)
児童支援活動推進校における支援の必要な児童の課題改善率	87% (H26)	93%	—	—	97%

児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(6月時点)児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	実績値	H27	H28	H29	目標値(H29)	
児童支援活動推進校における支援の必要な児童に対する支援の未実施率（小学校）	2.7% (H26)	0.6%	—	—	0%	
児童支援活動推進校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（6月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】						
個別の指導計画の作成率（小・中・高等学校）	56% (H26)	66%	—	—	70%	
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】						
いじめの解消率 *	小学校	60% (H25)	65.8%	—	—	80%
	中学校	86.2% (H25)	83.2%	—	—	90%
いじめが解消した割合（解消した件数／認知件数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】						
いじめに関する意識	小6	76.8% (H26)	77.0%	—	—	100%
	中3	62.2% (H26)	64.2%	—	—	100%
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.34% (H25)	0.38%	—	—	0.30%
	中学校	3.65% (H25)	3.48%	—	—	3.47%
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合（不登校児童生徒数／全児童生徒数×100）【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】						

* 参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典もとの調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

主な課題

子どもの抱える課題を早期に解決し、学校の支援体制を確立するため、全ての市立小学校において児童支援コーディネーターを専任化することが必要です。

インクルーシブ教育システムの構築を目指して、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、特別支援教育サポーターの配置を拡充するとともに、子どもにとって適切な学びの場を提供し、また保護者の負担を軽減するため、学校における医療的ケアを拡充することが必要です。

かわさき共生＊共育プログラムの「効果測定」を児童生徒理解の一助とすることができるよう、学校に対して一層の啓発活動が必要です。

スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの資質能力を向上させるとともに、相互の連携を強化することが必要です。

意欲と能力のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金制度について国や神奈川県との動向を注視しながら、見直しを検討する必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

児童生徒が抱える様々な課題を解決するためには、学校だけで解決しようとするのではなく、スクールソーシャルワーカーなどの外部人材を活用することが必要である。今後、スクールソーシャルワーカーの質の向上や配置を充実することが求められてくるため、どのように養成をしていくかが課題となる。

いじめが発生した後の対応策を充実させるほか、道徳教育の強化・推進など、いじめが発生しない環境づくりも重要である。

この基本政策Ⅲに掲げられている事務事業は、かわさき教育プランの基本理念を実現するための重要な取組であるので、それぞれの事業を着実に進めて欲しい。

今後の取組の方向性

小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全ての市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を目指します。

スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて連携強化を図り、各学校に対し有効活用について情報提供して活用を促進するとともに、資質・能力の向上や相互連携の在り方について検討を進めます。

子どもたちの社会性を育て豊かな人間関係づくりを目指す「共生＊共育プログラム」の実施や、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施により、いじめや不登校を生まない環境づくりを推進します。

施策1	支援教育の推進		
概要	すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。		

事務事業名	児童支援コーディネーター専任化事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。		
事業計画	H27	H28	H29
	小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化	児童支援コーディネーター専任化の推進	➔
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校等の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化しました。 ● 学校訪問や研修等の教育委員会による指導助言及び学識者等の講演や児童支援コーディネーターの連絡協議会を開催することで、児童支援コーディネーターの取組を支援しながら、専任化された学校の児童支援活動を推進しました。 ● 「特別支援教育体制充実アンケート」「いじめ・暴力に関わる調査」等を集約・分析し、児童支援コーディネーター専任化による成果の検証を行いました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度の児童支援コーディネーター専任化事業の取組の結果、全ての市立小学校において専任化を推進する必要があることから、今後も事業規模の拡大に取り組みます。 			

事務事業名	特別支援教育推進事業		
担当課	指導課	関係課	
事業の概要	<p>第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。 教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 小・中・高等学校における支援体制を整備します。 教職員の専門性の向上を図ります。 相談や保護者支援のあり方を検討します。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	支援教育の理念の理解促進		
	特別支援教育サポーターの配置（120名）	小・中・高等学校への状況に応じた特別支援教育サポーターの配置	→
	小・中学校通級指導教室の課題への対応検討		→
	入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施		→
	児童思春期病棟入院児童生徒への訪問指導の実施		→
		小児がん等の入院児童生徒への訪問指導の実施	→
	中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事実施設計	中央支援学校高等部分教室拡充等改修工事	拡充された中央支援学校高等部分教室の供用開始
	特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信		→
	高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会の設置	→	高等学校における支援体制の充実
	専門職（自立活動教員）の配置の検討		→
専門性を高めるための研修の実施		→	
サポートノートの効果的な活用の推進		→	
	（仮称）こども心理ケアセンター内学級の教育課程の編成等開設準備	（仮称）こども心理ケアセンター内学級の開設	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援教育の理解促進のため、リーフレットを作成し各市立学校に配布するとともに、会議等で周知を図りました。 ● 特別支援教育サポーターを配置（120名）することにより、対象児童生徒への生活介助や学習等の支援を充実させました。 ● 田島支援学校において、医療的ケアを実施するための研修を受講した教員と看護師との連携により医療的ケアの実施体制を整備しました。 ● 中央支援学校高等部分教室の拡充に向けて中央支援学校及び聾学校との調整を行い、改修工事実施設計に着手しました。 ● 井田小・中学校における特別支援学級の開設に向けて関係校との調整を行い、必要備品等の調達を実施しました。 ● 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を担当する教職員の資質向上のため、大学・小中特別支援教育研究会・専門員と連携した研修等を実施しました。 ● サポートノートの作成について研修会等で周知するとともに、活用について共通理解を図りました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度の第2期川崎市特別支援教育推進計画に則った取組の結果、特別支援教育サポーターの拡充や高等学校における支援体制の充実等を図る必要があることから、今後も事業規模の拡大に取り組みます。 			

事務事業名	共生・共育推進事業		
担当課	教育改革推進担当	関係課	
事業の概要	<p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。</p> <p>「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間6時間実施の推進 年間3回、担当者研修の実施 研究推進校での効果測定についての検証	→	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 共生・共育担当者研修会を2回（4月・8月）開催しました。 ● 校内研修等（34校）を通して指導者育成の充実を図りました。 ● 研究協力校15校において効果検証等の調査研究を行いました。 ● いじめ、不登校等の早期発見のための「効果測定」の活用を推進しました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 各学校において「かわさき共生＊共育プログラム」の「エクササイズ」や「効果測定」の取組が定着しています。効果測定については、児童生徒理解でも効果的に活用されることが増えてきていますが、十分ではない状況があります。 ● 教員の理解を深めるため、啓発資料等を作成するとともに、各学校の担当者に向けた研修や校内研修の充実を図ります。 			

事務事業名	児童生徒指導・相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	教育改革推進担当
事業の概要	<p>スクールカウンセラーを市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラーを派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。</p> <p>子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との連携により問題の解決を支援します。</p> <p>組織的に対応する校内体制づくりや、地域や関係機関等との連携を推進し、児童生徒理解・相談体制の充実を図ります。</p>		
	H27	H28	H29
事業計画	市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置	→	→
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立全中学校（52校）にスクールカウンセラーを配置し、課題を抱えた児童生徒への支援として、延べ17,168人に対して相談活動を行いました。 ● 小学校・高等学校へは学校巡回カウンセラーを派遣し、小学校では延べ590人、高校では延べ1,162人に対して相談活動を行いました。 ● 7区の教育担当に8名のスクールソーシャルワーカーを地域の実情に応じて配置し、全校種あわせて137校592人の課題を抱えた児童生徒について、学校と情報共有したり、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築を行ったりするなど、多様な手法を用いて課題解決への対応を図りました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● より効果的な支援につなげるための、学校における相談体制の充実、関係機関等との連携について課題が残っています。今後も、学校や家庭において様々な課題を抱え生活している児童生徒に対し、カウンセラーによる心理面からの支援、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーによる支援に継続して取り組みます。 ● 組織的に関わるための校内支援体制の充実を図り、地域・関係機関・関係部署との連携強化に取り組みます。 			

事務事業名	適応指導教室事業		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所（安心安全感を得る場所）として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるよう取り組みます。		
	H27	H28	H29
事業計画	市内6箇所での適応指導教室の運営 メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置	→	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 小集団における体験活動・学習活動、個々に対する相談活動等を通して自尊感情の高まりや自主性の育成を図り、学校や社会への復帰につながる支援を実施しました。 ● 平成27年度は206名の通級登録があり、多くの子ども達に通級日数の増加や積極的な言動が増えるなど、状態の改善が見られました。この内、3割近くの児童生徒が学校へ復帰し、全ての中学3年生が就職・進学等自らの進路を決定することができました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 通級する児童生徒の学校や社会への復帰に向けた支援のための、関係諸機関・施設との連携について課題が見られます。今後も適応指導教室の活動を充実させるとともに、学校をはじめ関係諸機関等との連携を強化し、児童生徒の様態や環境に応じた支援につながるよう取り組みます。 			

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業		
担当課	総合教育センター	関係課	カリキュラムセンター
事業の概要	総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。 日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣します。 日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。		
	H27	H28	H29
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実 日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進 帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施 国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた準備	→ → → →	
			国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施 小・中・特別支援学校における特別の教育課程の実施に向けた検討
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 日本語指導が必要な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるため、海外帰国・外国人児童生徒に対して教育相談を実施し、202名の相談活動を行いました。 ● 初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援として、日本語指導等協力者を179名派遣しました。 ● 相談、就学体制づくりのために、帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を年2回（7月・1月）と、国際教室担当者連絡協議会（6月）を実施しました。 			

課題と今後の取組

- 海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談は年々増加する傾向にあり、それに伴い、日本語指導等協力者の派遣件数も増加をしています。引き続き、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を充実させていくために、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めていく必要があります。
- 相談、就学体制づくりのために、今後も帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会、国際教室担当者連絡協議会を継続し、内容の充実を図ります。

事務事業名	就学援助・就学事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。 学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。		
	H27	H28	H29
事業計画	全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給 学齢簿のオンライン化準備	学齢簿のオンライン化	
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 就学援助については、引き続き、全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確実な援助費の支給を実施しました。 ● 就学事務については、情報化調整委員会、情報公開運営審議会への諮問、予算要求など、平成28年度の学齢簿のオンライン化（「就学事務システム」の構築）に向けて必要な庁内事務手続を実施しました。 			

課題と今後の取組

- 就学援助については、およそ1万人分の認定者への支給手続が、各小中学校及び学事課の事務処理として大きな負担となっているため、今後大幅な見直しを含めた事務処理の効率化に取り組む必要があります。
- 就学事務については、事務の正確化・効率化を推進するため、住民基本台帳システムと連携する「就学事務システム」について、平成28年4月に開発業務に着手し、平成29年1月からの稼働を目指します。

事務事業名	奨学金認定・支給事務		
担当課	学事課	関係課	
事業の概要	経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。		
	H27	H28	H29
事業計画	高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討		
実施状況			
<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校奨学金については、認定した奨学生に対し入学支度金（157名）、学年資金（574名）を支給し、大学奨学金については、認定した奨学生（今年度採用者10名を含め、計38名）に対し奨学金を貸与するとともに、他都市等の奨学金の状況を調査、見直し等の検討を行いました。 			
課題と今後の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ● 高等学校奨学金については、高等専門学校及び専修学校高等課程についても支給の対象に追加し、平成29年度の高等学校奨学金の募集から適用するよう、平成28年度中に条例改正などの必要な手続を行います。 ● 大学奨学金については、引き続き他都市の制度を調査・分析するとともに、国や県の経済的支援策の状況を見据えながら、見直しを視野に入れた検討を行います。 			